

## SB 32、AWGハイライト

2010年6月8日火曜日

コンタクトグループ会合と非公式協議が午前と午後に行われ、SBIの下で国別報告書、資金メカニズム、適応基金のレビュー、キャパシティビルディング、AWG-LCAの下で議題項目3 (COP 16へ提起する成果の準備)、AWG-KPの下で附属書 I 国の排出削減及びその他の問題についての議論が行われた。

### コンタクトグループ及び非公式協議

**議題項目 3 (AWG-LCA): REDD+及び キャパシティビルディング:** 午前のコンタクトグループでは、AWG-LCA議長が作成した論点リストを踏まえ、途上国の森林減少・森林劣化、森林保全の役割、持続可能な森林経営、途上国の森林炭素吸収源強化(REDD+)を中心とした議論が行われた。  
([http://unfccc.int/files/meetings/ad\\_hoc\\_working\\_groups/lca/application/pdf/redd\\_and\\_cb.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/redd_and_cb.pdf))

パプアニューギニアは、森林減少を促進する要因の多くは森林の外からの要因であると指摘し、気候と両立できる開発計画の必要性を強調し、完全実施には遵守市場も含めたパフォーマンス・ベースの資金供与が必要だと主張した。さらに、いかなる新設基金にもREDD+の融資窓口を設置するよう求めた。ガイアナは、準備活動向けに公的資金供与の早期開始と遵守とみなされる排出削減向けに市場タイプの資金供与を求めた。また、初期投資を奨励するため、市場の確実性を求めた。

エクアドルは、各国の行動を誘引するためREDD+に関して合意することが必要だと述べた。スイスは、環境十全性グループの立場から、特に、UNFCCCからのガイダンス; 途上国と先進国との取組みの連携; 社会的環境的セーフガード; 歪んだインセンティブ防止; 基礎的な促進要因に取り組む政策が必要だと主張した。また、REDD+ パートナーシップを通じたファースト・トラックの財政支援を紹介し、オーストラリア、エクアドル等の国々とともに、官民による資金供与が必要だと主張した。

米国は、MRVと資金面のさらなる進展と、生物多様性と地域コミュニティのセーフガードに関する追加的作業の開始を求めた。また、持続可能な土地管理への民間投資を奨励するための政策を求めた。ノルウェーは、長期的な融資の重要性を強調した。また、フィリピン、及びアフリカン・グループのガーナとともに、REDD+のイニシアティブをUNFCCCの配下に置くよう取り組む必要があると述べた。

ノルウェーは、セーフガードに関する方法論的なガイダンス策定; 信頼性ある参照レベル; 森林ガバナンスの改善; 諮問およびベネフィット・シェアリングのための計画等の必要性を強調した。

EUは、2020年までに森林減少の半減、2030年までに世界の森林損失の停止に関して、カンクンで合意することが必要だと述べ、参照レベル及び報告の重要性について言及しながら、検証済みの排出削減も活用することはできるが、それには厳しい規制が必要だと指摘した。

南アフリカは、国家的な森林ガバナンスの取組みの重要性を強調し、カンクン会議までに、支援のMRV、セーフガードの運用化、参照レベル、及び長期融資について進展させる必要があると述べた。ツバルは、REDDのキャパシティビルディングのための政策的アプローチ、ガバナンス問題に取り組むためのガイドライン、制度間で連携したアプローチについての合意を締約国に呼びかけた。また、REDDはすべての途上国の森林減少への取組みを手助けするものであるべきだと述べた。

アフガニスタンは、木材輸出の制限を強調し、ボリビアとともに、先住民の参加を重視した。インドは、REDD+行動計画の策定に関するガイダンスとキャパシティビルディングを求めた。インドネシアは、特に森林促進要因; 制度メカニズム; 実証活動に関する政策介入を重視する取組みを強調した。ボリビアは、自然林とプランテーションの違いを指摘し、市場やプロジェクト・ベースの資金に反対しながら、公的資金拠出の必要性を強調した。また、REDD+の問題をUNFCCCの外で解決すべきではないと主張した。シンガポールは、湿地の潜在的な役割を強調した。

セントビンセント及びグレナディーン諸島は、AOSISの立場から、準備段階および完全実施のための多様な資金源のために公的資金を使うべきだと述べた。アフリカン・グループは、カンクンにおけるREDD+決定書の合意を求めた。また、中国とともに、REDD+のイニシアティブは自発的で、インセンティブに基づいたものであると強調した。

中国は、国家戦略や行動計画ならびに実証プロジェクトのための早期開始融資の拡充を含め、準備段階に係わる諸段階と諸要素を明確にする必要があると強調し、完全実施の段階では革新的資金メカニズムは補足的な役割を果たせると指摘した。

コスタリカは、早期行動の重要性を強調し、ブラジルとともに、実証活動ならびに地域ネットワーク、南-南パートナーシップに焦点をあてた。ブラジルは、必要とされる資金拠出額を提供するための割当量単位 (AAU) のオークションと合わせて、予測可能性確保のためには、公的資金供与がまずはベースとなるべきだと述べ、実証及び実施のための資金提供を行うため、条約の下に基金を設置するよう求めた。

スリナムは、地元のプロジェクトに資金を流すよう提案し、市場にリンクしたアプローチも資金供与

の対象となりうると言及した。日本は、公的資金によって国家戦略や開発計画ならびに実証プロジェクトの開発を支援すべきだと述べた。

サウジアラビアは、市場メカニズムの利用、課税及び課徴金、ならびにBAPの下での特定問題のファースト・トラック化に釘を指した。タンザニアは、REDDにおける地元コミュニティの参画を強調した。

また、議論では、AWG-LCA議長の論点リストに基づき、キャパシティビルディングの問題も取り上げられた。

([http://unfccc.int/files/meetings/ad\\_hoc\\_working\\_groups/lca/application/pdf/redd\\_and\\_cb.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/redd_and_cb.pdf)).

米国は、EU、オーストラリアとともに、関連する章全体でキャパシティビルディングを統合すべきだと主張した。また、米国は、新たなキャパシティビルディングのメカニズムは必要ではないと述べた。EUは、キャパシティビルディングでは、多様な途上国のニーズに配慮し、南-南アプローチや三角アプローチを奨励すべきだと述べた。オーストラリアは、キャパシティビルディングのための制度的アレンジに関する議論を歓迎した。

AOSISは、制度の重複を警告し、技術と適応のメカニズムではキャパシティビルディングを統合すべきだが、キャパシティビルディングのメカニズムのための選択肢に対してもオープンにしておくべきだと述べた。

日本は、キャパシティビルディングの重要性を強調し、条約の下での機関の乱立に釘を指した。トルコは、国際機関、地域機関ならびにNGOも支援を提供できると強調した。

タンザニアは、G-77/中国の立場から、NAMAs、MRV、REDD+を含めた一連の問題に対するキャパシティビルディングの必要性を強調した。また、技術パネルや専門家グループの必要を指摘しつつ、既存の制度では十分ではないと述べ、進捗状況のモニタリングとパフォーマンス指標の利用を求めた。ブルキナファソは、アフリカン・グループの立場から、地域および国家レベルのキャパシティビルディングの必要性を指摘するとともに、キャパシティビルディングのニーズを特定するための技術支援を求め、キャパシティビルディングのグループからの支援を動員するテーマ別の諸制度を説明しながら、現行の制度アレンジは十分ではないと強調した。カンボジアは、適応及び緩和に関する知識移転のための効果的なメカニズム設置が必要だと強調した。

**途上国による緩和行動および関連するMRV:** 午後のコンタクトグループでは、AWG-LCA議長の追加的論点リストを踏まえて、途上国による緩和行動及び関連するMRVについての議論が中心になった。

([http://unfccc.int/files/meetings/ad\\_hoc\\_working\\_groups/lca/application/pdf/mitigation\\_actions\\_](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/mitigation_actions_)

by\_developing\_countries\_and\_associated\_mrv.pdf).

ブラジルは、G-77/中国の立場から、NAMAsの計画立案および精緻化のための支援を、緩和と同じ支援制度の中で行うよう求め、支援には実現できる活動として計画立案および精緻化の性質を反映させ、合意済みの費用全額をベースにすべきだと述べた。また、NAMAsの計画立案および精緻化は義務的な活動ではないと強調した。

インドは、国際支援を求めるNAMAsを登録簿に記録するという案を支持し、自主的な緩和活動は国内のMRV対象とすべきであるとし、NAMAに対する支援の有無に係わらず全てのMRVのガイドラインはSBIを通じてCOPに従わせるべきだと主張した。

米国は、報告ガイドラインの交渉をAWG-LCAの下で行う案を支持し、オーストラリアとともに、今年中に運用システムに関して合意に至る必要があると改めて言及した。米国は、6年ごとに非附属書I国の国別報告書を提出し、隔年で更新作業を行うことを提案し、2006年版IPCCガイドラインの利用を支持した。また、支援された活動向けの国際MRVと合わせて、国内的な活動に関するMRVを国際標準や規範、国際協議・分析（ICA）に従って途上国が実施すべきだと述べた。オーストラリアは、コペンハーゲン合意に明記された通り、支援を求める活動の登録簿を運用できるようにすべきと述べた。日本は、関連する緩和活動の情報を記した簡略版の国別報告書を隔年で、専門家の分析を伴う詳細版の国別報告書を定期的に作成することを呼びかけた。ニュージーランドは、あらゆる国にとって現行の報告・審査の要件がMRVの優れた土台になると強調し、対立しない手続きを通じた審査を含めた非附属書I国向けの報告ガイドラインの強化が必要だと指摘した。

中国は、報告ガイドラインの検討の場は、AWG-LCAではなく、SBIが妥当であるとし、計画立案作業の着手をNAMAsの財政支援を要請する際の前提条件とするべきではないと主張した。パキスタンは、支援を受けていない緩和行動はNAMAsと区別できるものであり、報告ガイドライン強化に取り組むべきであると指摘した。

EUは、低炭素開発戦略は支援の前提条件ではないとし、NAMA登録簿は行動と支援の連携と計画立案・精緻化の対応に役立つと述べた。また、締約国から提供される情報については、専門家審査チーム制度を基礎とし、国際協議の前にテクニカル・アセスメントを実施するよう求めた。

マーシャル諸島は、AWG-LCAで、報告の頻度とガイドラインに関する優先的な政策課題を検討することを支持した。インドネシアは、国別報告書を通じて非附属書I国が支援されたNAMAsに関する情報を通知すべきだとし、SBIはICA向けのガイドラインを構築すべきだと述べた。エジプトは、NAMAsの

計画立案・精緻化だけではなく、実施も重視すべきだと述べ、報告ガイドラインの改正によって附属書I国と非附属書I国の双方のガイドライン統一を導くべきではないと主張した。また、ICAは自主的なもので、非附属書I国の国別報告書は一般的にICAの対象とすべきではないと強調した。

韓国は、非附属書I国の報告ガイドライン改正を支持し、ICAは緩和行動を円滑にするよう設計すべきだと述べた。トルコは、MRVの要素によって優れたGHGインベントリと選択的活動を提供すべきだと述べ、非附属書I国による隔年の報告を求め、低排出開発計画及び国別インベントリに関する情報を含めた報告ガイドラインの改正に関する政策的なガイダンスをAWG-LCAで提供すべきだと主張した。

ICAについては、南アフリカが、報告済みの行動を実施したかどうか、支援を受けたかどうかという点を分析対象に含めると述べ、分析においてBAUからの乖離や炭素原単位マトリックス、あるいは途上国が選択したその他のマトリックス全てを検討すると明言した。また、途上国の国別報告書やインベントリによって提供された分析情報をベースに協議が行われるべきだと述べた。南アフリカは、ICAガイドラインは国家主権を尊重し、多国間ベースでの協議が行われるべきだと述べた。

ノルウェーは、二年に一度の国別報告書及びインベントリ提出を呼びかけ、もっと長いスパンで詳細な国別報告書を提出することを求めた。また、2006年IPCCガイドラインを基礎にするよう要請し、外部の専門家による分析が学習の良い機会になると強調した。フィリピンは、条約4.3条(新規及び追加的な資金の供与)に基づく実現手段にサポートされた、条約4.1(c)条(技術、慣行、プロセスの開発及び移転の促進及び協力)の効果的な実施を強調し、すべての途上国による実現支援への平等なアクセスを求め、条約に基づく実効性ある資金メカニズムを強調した。

メキシコは、非附属書I国の国別報告書のためのガイドライン改正、及び全ての途上国の緩和行動に関する報告を支持した。チリは、NAMAsの実施に加えて、資金・技術支援の受取に関する報告を強調した。

サウジアラビアは、NAMAs実現支援の重要性を強調し、報告書の提出頻度の変更や報告ガイドラインの改正に反対した。また、国家レベルでレビューが実施されるべきだと述べた。ボリビアは、NAMAsからの排出削減が先進国の排出削減を相殺するために利用されるべきではないと強調し、国別報告書のガイドラインの問題はSBSTAで取り上げるべきだと指摘した。また、NAMAsの実施は、キャパシティビルディングや先進国からの資金・技術の支援と関連があるだろうと述べた。ジャマイカは、行動は自主的であるべきで、締約国支援のためガイダンス・ソフトウェアの開発も可能であろうと強調した。シンガポールは、ICAシステムは、政治的ではなく、政治問題化されることもない、テクニカルなもので、

締約国主導で、関係締約国を含めた技術専門知識をベースとし、関係途上国が掲げる目的をもち、相互尊重の精神で実施されるべきだと述べた。

Mukahana-Sangarwe議長は、現在までの先進国による緩和の誓約と途上国によるNAMAsをとりまとめて文書化するよう事務局に要請するという、幾つかの締約国からの提案を想起し、事務局への要請を盛り込んだ結論書の作成を提案した。また、議長自身は本会合の作業をベースに、進捗の成果に関する議長の印象を盛り込んだノンペーパーを作成すると述べた。ノンペーパーは8月会合で検討するための公式文書として発行される。

**附属書 I 国の排出削減 (AWG-KP):** AWG-KPの数値コンタクトグループ会合が午後に関われ、これまでの取組みや成果、AAU繰越し、及び誓約をQELROsに変換するための方策に関するテクニカルペーパー、等についての議論が行われた。

AAUの繰越しについては、南アフリカが、AAUの何%かの繰越しの容認; 余剰分を吸収するための厳しい排出削減目標の採択; AAUを戦略的リザーブに入れる等のいくつかの選択肢を強調した。ミクロネシアも、繰越しを認めない; 繰越し上限の設定; 繰越しの利用制限; 繰越しAAUの移転や購入への課税; 余剰AAU購入を認めない; 厳しい排出削減目標の採用; 取得済みAAUの利用制限など、いくつかの選択肢があると説明した。

ニュージーランドは、余剰AAUの利用を国内利用だけに制限することを疑問視し、達成超過のためのインセンティブを残すことが重要だと強調した。中国は、余剰AAU繰越しにはほとんど利点がないと言及した。ブラジル、インドは、AAU繰越しの上限設定案を支持した。

ノルウェーは、原則として、より野心的な目標を掲げることが余剰AAU問題を解決するための最善策だと述べた。ノルウェー、アイスランド、ニュージーランド、スイス、ウガンダ、ロシアは、選択肢を模索するため、ワークショップを開催することが有用だとの考え方で一致した。

その後、事務局は、排出削減のための現在の誓約をQELROに変換する新たな表を2つ提起した。8年間の約束期間を設定した表と、5年間の約束期間を設定した表である。

その他の問題 (AWG-KP): 柔軟性メカニズムに関する非公式協議で、特定のホスト国におけるプロジェクトからの認証削減量(CER)の利用要件を設けるべきかどうかという議論が行われ、一部の締約国からはCDMにアクセスするための財務的・技術的なキャパシティが不足している国や地域に優遇措置が必要だとの意見が上がった。

また、補足性; 市場ベースの新たなメカニズム; 他のメカニズムへの拡大や控除額引き上げ等を含ん

だ収益の一部 (SoP) の強化; 炭素回収貯留のCDM化についても検討が行われた。非公式協議が続けられる。

**附属書 I 国の国別報告書およびGHGインベントリ・データ (SBI):** コンタクトグループで、CO<sub>2</sub>換算排出量が50Mt以下の附属書I国を国内詳細レビューから免除するかどうかという問題が討議された。中国は、ブラジルとともに、免除国を経済移行国に限定することを提案したが、EUは “我々EU加盟国の差別” になると警告した。討議の後、すべての附属書I国に例外なく国内詳細レビューを適用することで合意がなされた。非公式協議が続けられる。

**資金メカニズム (SBI):** 午前の非公式協議で、資金メカニズムの第4次レビューに関するSBI結論書草案が検討された。論点としては、カンクンまでに第4次レビュー完了が必要かという点、非附属書 I 国の資金ニーズ評価に関して国家経済環境開発研究(NEEDS)にどのように言及するかという問題などがあつた。SBI 33で、この議題項目下での問題の検討を “完了する” と決定、と明記することで、締約国の合意が成立した。

NEEDSプロジェクトに参加した11カ国の締約国に関するレポートの中に盛り込まれた情報の編纂・統合を事務局に要請するかという問題については、その他の国際機関からの情報とりまとめに関して様々な意見が出されたが、結局、国際機関について言及しないということで合意が成された。また、GEFからの報告書の遅れを巡る懸念に触れた文章を削除する代わりに、COPに対する年次報告書を “できるだけ早急に” 提供するようGEFに要請するということができた。

**適応基金のレビュー (SBI):** 適応基金のレビューに関するコンタクトグループでは、COP/MOPに対し、適応基金に関連するすべての問題をCOP/MOP 7で検討、このプロセスの促進策をCOP/MOP 6で講じるよう勧告することで合意した。また、“TORsに盛り込むため締約国から示唆された追加的な問題を検討したが、その全容を捉えることができなかった” と記載することで締約国が合意した。一方、適応基金の業務的取り決めをレビュー対象に含めるべきかどうかという点で特に意見が分かれる状態となった。

**非附属書I国の国別報告書:** 非附属書I国の国別報告書に関するコンタクトグループでは、非附属書I国の国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGEG)が議論の焦点となったが、CGEGへの資金源提供をすべての締約国に奨励するか、附属書II国に限って奨励するか; CGEGが現在または将来の非附属書 I 国のニーズやCOP決定に対応すべきか、あるいは考慮に入れるべきか; decision 5/CP(work of the CGEG)のannexに関し、CGEGに対し優先する規程を入れるべきかという問題で意見の違いが残った。夕方から非公式協

議が続けられる。

## 廊下にて

“わりと平穏無事”とも称されたボンの一日だったが、SBI及びSBSTAの下では、水曜日の午後に予定されている閉会プレナリーに間に合わせるべく、多くの非公式会合での作業が粛々と行われていた。本会議場では、議長の論点リストへの対応に加え、AWG-LCAが市場などの問題に関する分科会を開催していた。AWG-KPでは、数値問題やその他の問題についての討議が続けられた。柔軟性メカニズムに関する非公式協議の場から退出してきた人は、議論の進展がみられないとの焦燥感を見せていた。“ひとつ問題点が取り上げられると、その話だけでなく周辺の話にまで議論が及び、そうこうするうちに次の問題に話に移ってしまうという具合で、大半の問題でコンセンサスが得られそうだという展望が持てない”のだと。しかし、火曜夜遅くに開催予定の“炭素市場の友”パーティは楽しみにしていると言う参加者が多かった。

また、多くの政府代表者の話では、ランチタイムに行われた、気候変動資金に関する国連事務総長のハイレベル諮問グループ（AGF）に関する非公式なブリーフィングが本日最も興味深いイベントとなったようだ。会場は定員いっぱいとなり、通路や床に座り込む人も出た程であった。AGFからは、官民の資金供与に関する作業グループで潜在的な資金源に関するレポート作成が開始したことが伝えられ、“できれば COP16までに完成”して紹介することを想定しているとの話があった。プレゼンターらは参加者の意見に応える形で、繰り返し“AFGは諮問機関であって、交渉機関ではない。したがって、政治問題は取り上げない”との方針を述べていた。しかし、いくつかの締約国やオブザーバーからは、AGFとコペンハーゲン合意との関係性について懸念し、UNFCCCの下で作業するよう要請する声があがっていた。他方、AGFの作業を歓迎する向きもあり、多様な資金源に係わる追加性や環境インパクトなどについての質問があがっていた。ある金融信奉者は、“適応基金のチェック方法という単純そうな問題にも合意ができていない中で、最も高度な政治レベルで気候分野の金融行動が論じられているのは皮肉だ”と嘆いていた。

GISPRI 仮訳



*Earth Negotiations Bulletin*  
*Bonn Climate Change Talks*  
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

May/June 2010 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.